

「衆議院選挙制度に関する調査会」（第9回）議事概要

1 日 時 : 平成 27 年 5 月 20 日 (水) 14 : 00 ~

2 場 所 : 衆議院議長公邸

3 出席者 :

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	岩崎美紀子	筑波大学教授
	大石 眞	京都大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	平井 伸治	鳥取県知事
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員
	大島 理森	衆議院議長
	林 幹雄	衆議院議院運営委員会委員長

4 議事要旨

議題「前回の衆院選の一票の較差に関する高裁判決のまとめ・検討」

「各党からの意見聴取のまとめ」

(1) 議長から挨拶が行われた。

(2) 事務局から、以下の事項について説明が行われた。

- ・ 「前回の衆院選の一票の較差に関する高裁判決のまとめ・検討」について
第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）の一票の較差を理由として提起された選挙無効訴訟に係る一連の高裁判決（合憲4件、違憲状態（是正のための合理的期間未経過）14件、違憲（事情判決）1件、合計19件）について、判決の結果、合憲性判断基準（第1段階 憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か；第2段階（違憲状態とされた場合）是正のための合理的期間を経過しているか否か；第3段階（合理的期間徒過の場合）選挙無効とするか事情判決を行うか否か）に係る判示内容、各判決が0増5減の改定による1人別枠方式の変更にどのような評価を行っているか、及び各判決が一票の較差の状態についてどのような評価を行っているか、を整理した資料に基づく説明があった。
- ・ 「各党からの意見聴取のまとめ」について
第7回及び第8回の本調査会における各党からの聴取意見の①選挙制度、②衆議院議員の定数、③一票の較差の3項目での整理と分析を行った資料に基づき、各党の意見内容の説明と確認が行われた。

(3) 各委員からの主な発言

(高裁判決関連)

- ・ 各高裁の判決は、1人別枠制が残っていることと、選挙時には選挙区間較差が2倍を超えていること、という2つの点を総合すると憲法上許されない較差が生じているが、改正のための合理的期間は過ぎていないと判断するものが圧倒的多数であった。したがって、1人別枠制であるかどうかは、本調査会で、これからあるべき選挙制度を考える場合の大きな考慮要素になると考えられる。
- ・ 1人別枠方式の構造問題をどう見るかという点について、本調査会のコンセンサスを得る必要がある。また、最高裁は平成23年大法廷判決の1人別枠方式についての考え方を大幅に修正することはないだろうということを前提として、それを乗り越えるような、あるいは別の理由で立法する方向に話を進めていくことが重要ではないか。
- ・ 「1人別枠方式」が何を意味しているのか、批判されている対象が何なのか、を明確にする必要がある。
- ・ 高裁判決の中には、平成27年の国勢調査（簡易調査）での見直しに言及するものもあるが、本調査会ではどのように取り扱うべきか。
- ・ 第47回総選挙に係る最高裁大法廷判決も踏まえて調査会の結論を出すのか。
- ・ 野党の中には、本調査会が早急に結論を出すことを求めているところも

ある。

- ・ 最高裁判決を考慮する必要がある、これがいつ出されるかは日程の議論の大きなファクターである。
- ・ 最高裁大法廷の判決は年内には出るのではないか。

(各党からの意見聴取関連)

- ・ 自民党案は、同党の（過去の選挙結果に基づく同党案による配分）試算表によると、（比例代表の）得票率と議席数の乖離が非常に大きくなるのではないか。
- ・ 自民党案は、比例代表のブロック数を8としているが、道州制に結論が出ていない中で、（地域を）合体させて大きな枠をつくることはいかなものか。
- ・ 自民党案が8ブロックとしているのは、比例代表の選挙区の定数の大きさだけを考えたものであり、道州制は全く念頭に置いてないのではないか。比例代表のブロック定数には隠れた阻止条項的な部分があり、定数が小さくなると小政党は当選の可能性がなくなるので、ある程度定数は大きくなければならない。現行制度の発足当初（における比例代表のブロックをどのように設定するかという議論）も、各ブロックの定数に着目してどのように選挙区を設定するかという議論だったのではないかと思う。

- ・ 第8次選挙制度審議会においては、比例代表選挙については、ブロックの規模の設定で阻止条項と同じような効果を働かせるという知恵があり、それは残したいと思う。
- ・ (総定数に占める) 小選挙区定数の比率が、自民党案では66.29% (3分の2)、維新案では71%となるが、その整合性についてどう考えるのか。
- ・ 民主党案が、小選挙区について、人口50万人あたりに定数1を人口比例で配分するとしていることは、非常に明快であり、ビルトインされた定数縮減も組み込まれているというふうにも読めるし、住民の側からすれば、100万人いたら3議席あるが、今度は99万人になったので議席が1つ減るということを前もって提示しておけばわかりやすく、このあたりはアダムズ方式的な考え方の利点ではないかと思う。各党の意見を聞くと、アダムズ方式は、あまり違和感なく浸透し始めているように思われるが、1人別枠との誤解を受けないよう、本質的な意味合いを明らかにして説明を行う必要がある。
- ・ 公明党から、比例代表の(得票数に基づく各党への)議席配分について、ドント式以外のより純粋に比例配分される方式を検討すべきであるとの意見があったことを踏まえ、大政党に有利であるとされるドント式ではなく、より中立的なヘア式最大剰余法やサンラグ方式で議席配分を行った場合のシミュレーションをすべきである。

- ・ 世間は、0増5減の改定（緊急是正）により1人別枠方式が廃止されたとは受けとめておらず、厳しい目があると考えた方がよい。
- ・ 1人別枠方式に関しては、区画審設置法旧3条2項は既に廃止されているので、同項の廃止という平成23年最高裁大法廷判決の要請には応えているが、その残滓をどうするのかというのが平成25年最高裁大法廷判決の問題提起であろう。
- ・ 政治的に、毎回、法律上別表方式で都道府県への定数配分を定めるのではなく、客観的、合理的、第三者的なルールを区画審設置法第3条第2項として定めるという方針に変わりがないことを確認したい。
- ・ 定数削減については、各党が提示した数字を踏まえ、シミュレーションを行いながら、どのあたりが一番妥当で実現可能性のあるものなのかというように議論を立てていくのがよいのではないか。
- ・ 今回のヒアリングでは、その内容が必ずしも明確ではないものが多かった。どうしても定数削減を行うならば、人口の変化に着目するなど、合理的な根拠で説明できる方法を考える必要があるのではないか。
- ・ 人口比例と議席を結びつける方式を採用したら、将来にわたり続ける覚悟が必要である。
- ・ （得票率から見た）過剰代表の問題は、小選挙区と比例代表の配分割合にも問題があるかもしれない。

(4) 次回の日程

平成27年6月15日(月) 14時30分